第３章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」
「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」　の実現

次代を担う子どもたちの未来は、家庭とともに社会も責任を負っています。

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、全ての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育を受ける機会と権利とともに、健全な育成環境が保障されることが重要です。

本計画では、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現を基本理念として、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、「千葉市で学んでよかった」と子どもが思える教育と、『こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」』の実現を目指します。

2　課題と取組の基本目標

経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもについて、一定の条件のもとで全国との比較を試算したところ、全国よりも制度を利用する児童数の比率は相対的に少ないものの、約 12,000 人にのぼり、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

このような経済的に困難な状況に置かれている子どもたちについて、実態調査等から得られた課題を踏まえ、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援子どもの未来を応援する施策を総合的かつ体系的に推進いたします。

基本目標１	教育の支援

貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくためには、世帯の所得の状況にかかわらず、均等に教育を受ける機会が保障されることが不可欠です。しかしながら、現実には経済的理由によって、いまでは一般に当たり前になりつつある学校以外での補完的な学習、すなわち塾・予備校や学習に関する習い事に通うことができないといった状況があります。

本市の生活保護受給世帯や社会的養護の対象児童の高校・大学等進学率は、全児童平均よりも相当低く、大変厳しい状況にあります。アンケート調査の結果によれば、塾・予備校や学習に関する習い事に通わせたいのに通わせられない世帯が 67.6%に上り、その結果、学校の授業以外での１日あたりの勉強時間が、全国や本市全体に比べて短いという傾向がみられました。また、53.5%の保護者が子どもを大学に進学させたいと希望しているのに対し、家庭に経済的な余裕がないことを理由に、実際の進学見込みは 16.5%に留まっているといった様相も見えてきました。

こうした状況を改善し、貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況に関わらず、子どもへの教育機会の均等化を図るべく、生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援や幼児教育の無償化の取り組み等を推進します。

基本目標２	生活の支援

子どもが学習に集中し、教育を身に付けるとともに、心身ともに健全に育成されるためには、経済面だけではなく、保護者とともに社会的に孤立せず、目先の不安に悩まされることなく、身体的にも精神的にも安定した毎日を過ごせる環境が整っていることが重要です。

支援者や当事者ヒアリングにおいては、経済的な問題だけでなく、児童虐待・ＤＶ等の問題や成育歴、障害や健康問題、犯罪歴、社会的な孤立等、いくつかの問題が重なり、それを助けてくれる人が周りにいない状況のときに、困難に陥りやすい状況となることが指摘されており、このような環境におかれた子どもは、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、自立を図るための支援を推進します。

基本目標３	保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するためには、労働によって一定の収入が確保されていることが肝要です。保護者の就労は、経済的に自立するうえで重要なのはもちろんのこと、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、貧困の連鎖を防止するにあたり大きな教育的意義が認められます。

一方、アンケート調査では、光熱水費や公的な保険料・税金、電話代や家賃などについて支払いができなかった経験や、子どもの体調が悪くても病院等を受診できなかった経験を持つ親も多いといった結果がみられました。親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、

最低限の経済基盤が保たれるようにする必要があります。

また、仕事に関することで頼れる人がいないと回答する人が一定数存在し、仕事に関することや仕事の探し方について悩んでいる保護者が多いといった状況も見受けられます。

そのため、親の学び直しや就労の機会の提供などに取り組むとともに、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせて世帯の生活の基礎を下支えしていくといったセーフティネット機能の強化に取り組んでいきます。

基本目標４	連携体制等

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、幅広い分野での施策を総合的に実施する必要があることから、庁内での連携を図り、事業を進めるともに、民間団体や当事者団体等と連携・協働して取り組む必要があります。

支援者・当事者へのヒアリングにおいては、対象となる児童や家庭に対し、社会的な孤立を防ぎ、様々な気づきから支援につなげていくため、様々な制度の支援者の意識や資質の向上とともに、民間団体や当事者団体を含めた連携の推進の必要性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、連携体制の構築とともに、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や当事者団体等の育成とともに、支援人材の育成等に取り組んでいきます。

3 施策体系表

基本理念、基本目標（取り組みの視点）を踏まえ、以下の施策体系表に基づき、子どもの未来を応援する施策に取り組んでいきます。

- 1 教育の支援
  - （1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
    - 学校教育による学力保障
    - 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
    - 地域による学習支援
    - キャリア教育の推進
    - 学校給食による食育の推進
  - （2）教育の機会均等の推進
    - 幼児教育の無償化の推進・質の向上
    - 就学支援の充実
    - 生活困窮世帯等への学習支援
    - 大学等進学の支援
- 2 生活の支援
  - （1）保護者の生活支援
    - 保護者の自立支援
    - 保育等の確保
    - 保護者の健康支援
  - （2）子どもの生活支援
    - 社会的養護の児童に対する支援
    - 食育の推進に関する支援
    - 子どもの居場所づくりに関する支援、学習支援に関する支援
  - （3）子どもの就労支援
- 3 保護者の就労 経済的な支援
  - （1）保護者に対する就労支援
    - 保護者の就労支援
    - 保護者の学び直しの支援
    - 就労機会の確保
  - （2）経済的な支援
    - 手当等の支給、各種負担の軽減
    - 養育費の確保に関する支援
    - 住宅の支援
- 4 連携体制等
  - （1）連携体制の構築
  - （2）社会全体での子どもの支援
  - （3）人材の育成支援
  - （4）子どもの貧困対策に関する情報の収集